

社会福祉法人 向 会

特別養護老人ホーム 向台老人ホーム

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-562-6787（午前9：00～午後5：00まで）

担当 生活相談員 尾崎 淳一

※ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 特別養護老人ホーム 向台老人ホームの概要

（1）施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム 向台老人ホーム
所在地	東京都東大和市芋窪3丁目1638の2
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 東京都1374600078

（2）同施設の職員体制

職種	常勤	非常勤
施設長	1	
事務員	4	
生活相談員	1	
介護支援専門員	1	
看護師	3	4
介護員	23	4
食事介助		2
宿直		2

清掃		3
営繕		1
管理栄養士	1	
機能訓練指導員	1	
理学療法士		1
医師		2

調理部門は委託となっております。

直接処遇者（介護員）の資格（複数所持含む）

介護支援専門員 4 名 介護福祉士 20 名

令和 8 年 4 月 1 日現在

（３）同施設の設備の概要

定員	60 名	ショートステイ	3 室 3 床
居室（４人部屋）	15 室	静養室	1 室 1 床
居室（個室）	2 室	医務室	1 室
機能訓練室	1 室	食堂	1 室
介助浴室	1 室	会議室	1 室
特殊浴室	1 室	談話室	1 室

3. サービスの内容

- ① 施設サービス計画策定 ② 食事 ③ 入浴 ④ 介護 ⑤ 機能訓練
- ⑥ 生活相談 ⑦ 健康管理 ⑧ 行政手続き代行 ⑨ 療養食提供
- ⑩ 理美容サービス ⑪ レクリエーション 等

4. 利用料金（介護保険給付によるサービス）

（１）基本料金：介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準による

介護度	1日の料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	8, 168円	817円	1, 634円	2, 451円
要介護2	9, 032円	904円	1, 807円	2, 710円
要介護3	9, 939円	994円	1, 988円	2, 982円
要介護4	10, 803円	1, 081円	2, 161円	3, 241円
要介護5	11, 667円	1, 167円	2, 334円	3, 501円

※1単位当たりの地域単価：10, 54円（4級地）

■ 加算内容内訳（基本料金に含まれる加算）

- ・日常生活継続支援加算Ⅰ：36単位
- ・夜勤職員配置加算Ⅰ口：13単位
- ・個別機能訓練加算Ⅰ：12単位
- ・看護体制加算Ⅰ口：4単位
- ・精神科医療指導加算：5単位
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ：17.6%

※上記加算は基本料金に含まれています。料金は概算のためおよその目安です。

■ 個別に発生する加算

- ・初期加算：30単位（入所後30日間）
- ・安全対策体制加算：20単位（入所初日のみ）
- ・療養食加算：1食6単位（1日18単位。必要時のみ）

・看取り介護加算（Ⅰ）：72～1280単位（看取り実施時）

・外泊時加算：1日246単位（外泊時のみ）

○ 入所初日に一度のみ安全対策体制加算が加わります。

20単位（1割：22円／2割：42円／3割：63円）

○ 入所後30日間に限り、初期加算が加わります。

30単位（1割：32円／2割：63円／3割：95円）

■ 入院または外泊した期間

入院・外泊を認めた場合、以下の期間について外泊時加算（246単位）が適用されます。

・入院・外泊の初日と帰園日の算定はありません。

・入院・外泊2日目から最大6日間まで算定いたします。

・月をまたぐ場合は、翌月も最大6日間まで算定となります。

○ 第4段階の方

1割：1日あたり1,175円（260円＋居住費915円）

2割：1日あたり1,434円（519円＋居住費915円）

3割：1日あたり1,693円（778円＋居住費915円）

○ 第3段階②の方 1日あたり790円（260円＋居住費530円）

○ 第3段階①の方 1日あたり690円（260円＋居住費430円）

○ 第2段階の方 1日あたり690円（260円＋居住費430円）

○ 第1段階の方 260円（260円+居住費0円）

■ 療養食が必要な場合は、療養食加算（1食6単位）が加わります。

1日18単位（1割：19円／2割：38円／3割：57円）

■ 看取り介護を実施した場合、以下の加算が適用されます。

・死亡日45日前～31日前：1日あたり72単位

（1割：76円／2割：152円／3割：228円）

・死亡日30日前～4日前：1日あたり144単位

（1割負担 152円／2割：304円／3割：456円）

・死亡日前々日～3日前：1日あたり680単位

（1割負担 717円／2割：1,434円／3割：2,151円）

・死亡日当日：1280単位

（1割負担 1,350円／2割：2,699円／3割：4,048円）

（2）居住費（光熱水費）・食費

居住費（光熱水費）と食費に掛かる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ 居住費（光熱水費）・食費

所得段階	居住費	食費
第4段階	9 1 5 円	2, 1 0 0 円
第3段階②	5 3 0 円	1, 4 2 0 円
第3段階①	4 3 0 円	6 8 0 円
第2段階	4 3 0 円	3 9 0 円
第1段階	0 円	3 0 0 円

（第4段階 食費内訳：朝食600円、昼食750円、夕食750円）

■ 食費に関する追加料金

当施設では、季節行事や誕生会等に合わせて特別な食事を提供する場合があります。

以下の追加料金が発生します。

○ 行事食（通常食費＋300円）

祝日や誕生会などの際に提供される特別食です。誕生会では主菜を選ぶことができます。通常食との選択制はありません。

○ 特別行事食（通常食費＋600円）

花見会席・敬老祝膳・正月おせち料理など、季節行事に合わせた特別食です。選択制はありません。

○ ホーム喫茶（任意参加）

月1～2回開催されるイベントで、参加された場合のみ料金が発生します。選択された品数に応じて1品100～150円程度が月末の請求書に計上されます。その場での支払いはありません。

○ 縁日（任意参加）

7月のイベントです。参加された場合のみ参加費 500 円が月末の請求書に計上されます。その場での支払いはありません。

■ その他

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更後の額に合わせて自己負担額を変更します。

（3）日常生活費

同意を得た後、支給内容により徴収いたします。

ティッシュ、ウェットティッシュ、ポリデント 等

（4）その他の料金（介護保険以外サービス）

買物代行 1件200円、買物付き添い 1回200円、サークル材費

個人作品に限り 実費

個人的電気代1日50円、予防注射 実費、理美容費 実費

エンゼルケア費用 5,500円

退所時不用品処分料 5,500円

（粗大ごみ・テレビ等の電化製品は別途追加費用）

その他、個人の日用品、嗜好品、外出に関する交通費、外食、被服関係等は実費自己負担となります。

（５）支払い方法

毎月１５日迄に前月分の請求をいたしますので、口座自動引き落としの方法でお支払い下さい。但し他の方法については、ご相談に応じます。利用料のお支払いを受けた時は、領収証を発行いたします。

5. 入退所の手続き

（１）入所手続き

ご希望の方は申込書を提出の上、お申し込み下さい。居室に空きがあれば施設利用に関するご説明を行い、ご了承が得られれば契約を結び、入所日から利用することができます。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）退所手続き

① ご利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の３０日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ご利用者が他の介護保険施設に入所された場合。
- ご利用者がお亡くなりになった場合。
- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合。この場合、所定の期間をもって退所して

いただくことになります。

③ その他

- ご利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにも拘わらず10日以内に支払わない場合、または、ご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行なった場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ご利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
(入院先の当該主治医に確認し判断いたします)
- やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合は契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴

○ 運営の方針

当施設は「心のこもった介護」を基本理念としてご利用者と職員の信頼関係のもと、心身共に安心して過ごして頂けるように努めています。

また、地域交流を通して地域の一員であることを認識して頂けるように取り組んでいます。心身状況の急変時は24時間対応が可能です。

○ サービス利用のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修実施	○	施設内外での研修実施・参加
サービスマニュアルの作成	○	業務マニュアル・事業計画書等
身体拘束の基準	○	介護検討委員会にて検討

7. 施設利用に当たっての留意事項

○ 面会… 9：00～20：00（玄関の面会簿にご記入下さい）

○ 外出・外泊…事前に日時についてはご相談下さい。尚外出・外泊の際は所定の届け出用紙にご記入下さい。

○ 飲酒・喫煙…健康面に配慮し禁止となっております。

○ 設備・器具の利用…本来の用途に従ってご利用できます。

○ 金銭・貴重品の管理…基本的にはお預かりしません。

○ 所持品の持ち込み…スペースに限りがあるため、事前にご相談下さい。

○ 施設外での受診…医療機関と医療協力契約の締結をしております。

○ 政治・宗教活動…個人の信心に関することは憲法の保証の限りです。但しホーム内での政治活動・宗教活動・営利行為は禁止いたします

○ ペットの入室 … ご遠慮願います。

8. 緊急時の対応

当施設は、ご利用者の容体に急変があった場合、速やかに適切な対応を行う体制を整えています。

- 医師への連絡・指示の確認：必要な処置を迅速に実施します。
- ご家族への連絡：状況を確認したうえで、速やかにご家族へご報告いたします。
- 緊急搬送時の対応：医療機関との連携体制に基づき、救急搬送が必要な場合は速やかに手配します。

■ 緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

9. 事故発生時の対応

ご利用者に転倒・誤嚥・骨折などの事故が発生した場合、以下の体制に基づき対応します。

- 医師への連絡・処置の実施。
- ご家族への速やかな連絡。
- 事故状況の記録と報告：発生状況・対応内容・再発防止策を記録し、必要に応じて安全対策委員会で検討します。

10. 安全対策への取り組み

当施設は、ご利用者が安心して生活でき、職員が安全に業務を行える環境を維持するため、平時から以下の体制を整備しています。

- 安全対策委員会の設置：事故防止計画の策定、事故・ヒヤリハットの分析、再

発防止策の検討を行います。

- 研修体制の整備：外部研修を受けた担当者を中心に、全職員へ安全対策・リスクマネジメント研修を定期的 to 実施します。
- 事故防止の取り組み：転倒・誤嚥・介護事故等の事例を分析し、環境整備・介助方法の改善を行います。
- 緊急時対応体制の整備：急変時の連絡手順および医療機関との連携体制を整備し、職員への周知・確認を行っています。

11. 感染症対策

当施設は、ご利用者の健康を守るため、平時から感染症対策を実施しています。

- 平時の取り組み：手指衛生、環境消毒、換気、健康観察、職員の体調管理を徹底します。
- 流行期の対応：必要に応じて予防接種を実施し、面会方法の調整や感染症情報の共有を行います。
- 感染症発生時の対応：新型コロナウイルス・インフルエンザ等が発生した場合、医師の指示に基づき、居室対応・面会制限・外出中止などの措置を行います。

12. 身体拘束の禁止

当施設は、ご利用者の尊厳を守るため、原則として身体拘束を行いません。

身体拘束は、以下の 法令で定められた 3 要件（切迫性・非代替性・一時性） をすべて満たす場合に限り、緊急やむを得ない措置として実施します。

- 切迫性：生命・身体に重大な危険が差し迫っていること。
- 非代替性：他に適切な方法がないこと。
- 一時性：必要最小限の時間に限ること。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前にご利用者および身元引受人の同意を得て

「同意書」を作成し、対応方法・時間・心身の状況・理由を記録します。

13. カスタマーハラスメント防止

当施設は、ご利用者の生活を守り、職員が適切な介護サービスを提供し続けるため、

以下の行為をカスタマーハラスメントとして禁止します。

- 暴言・威圧的言動（怒鳴る、侮辱、人格否定、脅迫など）
- 過度な要求（法令・基準を逸脱した要求、即時対応の強要など）
- 不当な長時間拘束（長時間の電話・面談の強要、同内容の反復要求など）
- 職員個人への攻撃（SNS 等での誹謗中傷、個人情報 の 詮索・拡散など）
- 社会通念上不相当な行為

カスタマーハラスメントが認められる場合、状況に応じて以下の対応を行います。

- 行為の中止をお願いする。
- 面談・電話等の時間や回数を制限します。
- 必要に応じて管理者・法人本部が対応します。
- 改善が見られない場合、契約の継続が困難となる可能性があることを説明します。

- 悪質な場合は、警察・行政機関等への相談を行います。

14. 業務継続計画（BCP）について

当施設は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要な介護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。

業務継続計画に基づき、

- 感染症発生時の対応体制の整備
- 災害発生時の対応体制の整備
- 職員研修の実施
- 定期的な訓練（シミュレーション）の実施
- 計画内容の定期的な見直し

を行い、サービス提供体制の維持・確保に努めます。

15. 協力医療機関

ご利用者の身体・生命を第一義とし、迅速な医師への連絡・適切な処置を講じることがを目的に、次の協力医療機関を設けています。

野口医院	東大和市芋窪 3 - 1 6 2 9
	電話 0 4 2 - 5 6 1 - 3 0 1 0
東大和病院	東大和市南街 1 - 1 3 - 1 2
	電話 0 4 2 - 5 6 2 - 1 4 1 1
東大和病院付属 セントラルクリニック	東大和市南街 2 - 3 - 1
	電話 0 4 2 - 5 6 2 - 5 5 1 1
武蔵村山病院	武蔵村山市榎 1 - 1 - 5
	電話 0 4 2 - 5 6 6 - 3 1 1 1
訪問歯科診療 わかば歯科医院	フリーダイヤル 0 1 2 0 - 1 0 8 - 7 7 6

16. 非常災害対策

防災時の対応	消防計画による
防災設備	・ 消火器・消火栓 ・ スプリンクラー設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 非常警報設備 ・ 誘導灯 ・ 火災通報装置
防災訓練	年間防災訓練計画に基づき実施
防災責任者	施設長 原 與四雄

17. サービス内容に関するご相談・苦情窓口

○ 向台老人ホーム窓口

受付担当者	生活相談員 尾崎 淳一
解決責任者	施設長 原 與四雄
窓口所在地	東大和市芋窪 3 - 1 6 3 8 - 2
電話番号	0 4 2 - 5 6 2 - 6 7 8 7

○ 法人第三者委員

野中 明人	電話 0 4 2 - 5 7 7 - 1 7 0 0
藤本 組子	電話 0 9 0 - 4 1 2 9 - 3 8 4 0

○ 行政相談窓口

東大和市役所	電話 0 4 2 - 5 6 3 - 2 1 1 1
東京都国民健康保険団体連合会	電話 0 3 - 6 2 3 8 - 0 2 0 7

18. 第三者評価について

第三者評価とは、福祉サービスの質の向上を目的として、外部の専門機関が施設の運営状況やサービス内容を客観的に評価する制度です。

評価を受けることで、サービスの透明性を高めるとともに、利用者の皆様により安心してご利用いただける環境づくりにつなげています。

【当施設の第三者評価の実施状況】

実施の有無：実施

実施期間：令和 7 年 6 月 17 日～令和 7 年 11 月 3 日

評価機関名：一般社団法人 アクティブ ケア アンド サポート

評価結果の開示状況：あり（福祉サービス第三者評価情報公表サイトに掲載）

19. 当施設の概要

名称・法人種別：社会福祉法人 向会

代表者役職・氏名：理事長 福地 透

所在地：東京都東大和市芋窪3丁目1638の2

電話：042-562-6787

○ 定款の目的に定めた事業

■ 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム…向台老人ホームの設置経営

■ 第二種社会福祉事業

老人デイサービス事業 在宅サービスセンター向台 設置経営

在宅サービスセンターむこうはら 受託事業

老人短期入所事業 向台老人ホーム 設置経営

老人居宅介護等事業 ヘルパーステーション向台 設置事業

○ 公益を目的とする法人受託事業

東大和市高齢者ほっと支援センター いもくぼ

東大和市高齢者見守りぼっくす ならはし

居宅介護支援事業 ケアプランニング向台 設置経営

○ 施設・拠点等

特別養護老人ホーム 1 ヶ所

短期入所生活介護 1 ヶ所

通所介護 2 ヶ所

訪問介護 1 ヶ所

居宅介護支援事業所 1 ヶ所

地域包括支援センター 1 ヶ所

東大和市高齢者見守りぼっくす事業 1 ヶ所

介護老人福祉施設入所にあたり、ご利用者および代理人に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都東大和市芋窪 3 丁目 1 6 3 8 の 2

名 称 特別養護老人ホーム 向台老人ホーム

代表者 施設長 原 與四雄



説明者 氏 名

印

私は、契約書および本書面により施設から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

■ ご利用者

住所

氏名

印

■ 代理人

住所

氏名

印

関係